

【別 紙】

請求者本人（申請者）および任意代理人の本人確認について

- 1 請求者本人（申請者）が窓口で請求手続きを行う場合
請求者本人（申請者）の確認書類を提示してください。
- 2 任意代理人が窓口で請求手続きを行う場合
 - (1) 請求者本人（申請者）確認書類を提示してください。
 - (2) 任意代理人の確認書類を提示してください。
※(1)、(2)については、コピーをとらせていただきます。
- 3 請求者本人（申請者）および任意代理人の本人確認書類について
 - (1) 本人確認 1 点で足りるもの（官公庁発行の写真付きの書類がある場合。ただし、有効期限内であること。）
運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者相談員証、戦没者遺族相談員証等
 - (2) 本人確認 2 点が必要なもの（官公庁発行書類に写真がない場合等、「氏名、生年月日」又は「氏名、住所」が記載され都道府県知事又は市区町村長が適当と認めるもの。ただし、有効期限内であること。）
介護保険被保険者証、年金手帳、恩給証書、援護年金証書（障害年金証書、遺族年金証書、遺族年金証書、遺族給与金証書）等
以上のうち 2 点又は以上のうち 1 点と氏名の他に、生年月日、住所又は顔写真が入った書類（診察券、社員証、本人の氏名が記載された公共料金の領収書等）を必要とする。
※公的医療保険の被保険者証については令和 7 年 1 2 月 1 日をもって有効期限満了のため、利用できません。